

14 災害時応援協定  
オ 水道事業協同組合  
【真田地域】

災害等の応急措置に関する協定書

真田町長 箱山好猷（以下「甲」という。）と真田町上下水道協会長 若林正憲（以下「乙」という。）は、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）時に、甲が災害対策本部を設置し災害に対応するため次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、真田町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じた場合は、災害出動要請書（以下「要請書」という。様式第1号）により乙に協力を要請するものとする。ただし、要請書によることが困難なときは、口頭により要請し事後要請書を提出する。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示に従い応急措置に従事するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、随時その活動内容等の経過を甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに災害出動報告書（以下「報告書」という。様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 甲は、前項による報告書を受領したときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

（連絡責任者）

第5条 応急措置に関する連絡の円滑を図るため、あらかじめ甲乙共の連絡責任者を定め相手方に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 応急措置のために要した経費の負担は、応急措置時における実勢価格に基づき甲乙協議のうえ甲が負担する額を決定する。

（損害補償）

第7条 乙が、第3条の規定に基づき応急措置に従事したことにより負傷若しくは疾病にかかり若しくは障害を残し又は死亡したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用されない場合に限り、真田町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年真田町条例第20号）の規定により、甲が補償する。

2 応急措置により生じた建設機械の損傷の係る負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 甲は乙が応急措置従事中に、第三者に損害を与えた場合は、その補償等については責任を持って対処する。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第6条に規定する経費及び第7条に規定する損害補償(以下「費用等」という。)の請求については、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払い)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は平成14年8月27日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印して、各自1通を保有する。

平成14年8月27日

甲 (住所) 真田町大字長7178番地1

真田町長 箱山好猷 印

乙 (住所) 真田町大字本原3388番地1

真田町上下水道協会

会 長 若林正憲 印